

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

平成二十年一月八日

岡山県知事 石 井 正 弘

- 一 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社仁科百貨店
住所 倉敷市連島町連島一九九〇
代表者の氏名 代表取締役 仁科 省吾
- 二 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (株)仁科百貨店東塚店
所在地 倉敷市東塚五一一〇一
- 三 廃止年月日
平成十九年十二月二十一日